

びふかニューパブリック協議会設置及び運営に関する要綱

(設置)

第 1 条 少子・高齢化の進行などに伴う人口減少によって、地域の自然環境保全や産業機能が低下し、住民生活全般における支障や課題が発生するとともに今後も増加することが懸念される。これら地域の諸課題を解決し、住みよい町づくりを推進するため、住民や企業・団体と行政が共に担う新たな公共「びふかニューパブリック協議会」（以下「協議会」と言う）を設置する。

(事業)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 地域課題の把握に関する事項
- (2) 地域課題の解消に向けた検討及び研究に関する事項
- (3) 地域課題の解消に向けた実践事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(協議会の構成及び構成委員の名称)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者で構成し、びふかニューパブリック協議会委員（以下「委員」という。）と称する。

- (1) 美深町長の指定する町職員 3 人
- (2) 美深社会福祉協議会長の推薦する構成員 2 人
- (3) 美深町商工会長の推薦する構成員 2 人
- (4) 美深町自治会連合会長の推薦する構成員 2 人
- (5) 美深町自治会女性部連絡協議会長の推薦する構成員 2 人
- (6) 美深町民生委員協議会長の推薦する構成員 2 人
- (7) 美深町老人クラブ連合会長の推薦する構成員 2 人
- (8) 前各号に掲げる者のほか、運営上必要と認める者若干名

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の運営)

第 5 条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選による。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会の議長は、会長が務める。
- 5 協議会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。
- 6 協議会の議決は、出席委員の過半数の賛成によって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 7 協議会は、原則として公開とする。
- 8 協議会の庶務は、美深町役場に事務局を置いてその処理を行う。

(専門部会)

- 第 6 条 第 2 条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討、運営等を行なうため、必用
応じ専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、協議会が必要と認めた者をもって構成する。
 - 3 専門部会に部長を置き、部長は会長が指名する。
 - 4 専門部会は、必要に応じて関係者を招集し意見を聞くことができる。

(協議結果の取扱い)

- 第 7 条 協議会において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項
の誠実な実施に努めるものとする。

(経費)

- 第 8 条 協議会の運営に要する経費は、支援金、補助金、負担金、交付金、その他の収入を
もって充てる。

(監査)

- 第 9 条 協議会に監査委員を 2 人置く。
- 2 監査委員は、会長の推薦する者を協議会の承認を得て決定する。
 - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

- 第 10 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必用な事項は、会長が別に定め
る。

(協議会が解散した場合の措置)

- 第 11 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長
であったものがこれを決算する。

(その他)

- 第 12 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会
に諮り定める。

附則

この要綱は平成 23 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条に定める委員の任期につい
ては、平成 23 年度は委嘱の日から平成 24 年度末とする。

附則

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。